

## ペットフード安全法の対象となる愛玩動物用飼料に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。[リーフレット](#)や[マニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

**Q.1** ペットフード安全法の対象となる「愛玩動物用飼料」とは、どのようなものですか。

**A.1** 愛玩動物用飼料（ペットフード）とは、「愛玩動物（犬・猫）の栄養に供することを目的として使用される物をいう」と定義されています（法第 2 条第 2 項）。このような目的として使用されるミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム、サプリメント等も、ペットフード安全法の対象となる愛玩動物飼料に含まれます。

一方、愛玩動物が口にする可能性のあるものであっても、おもちゃ、愛玩動物用飼料の容器等は、栄養に供するものではないことから、対象となりません。

また、動物用医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によって規制されており、ペットフード安全法の対象になりません。

**Q.2** ペット用飲用水は、ペットフード安全法の対象になるのですか。

**A.2** ペットボトル等に充填されたペット用飲用水（例えば、ミネラルウォーター、アルカリイオン水、ゼロミネラル水）は、ペット用のスポーツ飲料等と同様にペットフード安全法の対象になります。

これまでペット用飲用水によるペットの重篤な被害例はありませんが、人用の飲用水では、カビ、細菌による汚染、重金属等の混入があり回収等が行われたことがあります。

ペット用飲用水についてもそのようなことがないよう安全管理に気をつけてください。

**Q.3** 猫に与える「またたび」は、ペットフード安全法の対象になりますか。

**A.3** 香付けや遊具として使用することを目的としたまたたび製品は、本法の対象にはなりません。

ただし、ビタミン・ミネラルなどの微量栄養成分を配合し、これらの微量成分を摂取することを目的としたまたたび製品については、サプリメント同様、ペットフード安全法の対象となります。

**Q.4** 「猫草（種も含む）」はペットフード安全法の対象となりますか。

**A.4** 猫草は、猫が毛づくろいをしたときに、飲み込んでしまった毛と一緒に吐き出させることを目的としているものであり、栄養に供するものではないため、ペットフード安全法の対象にはなりません。

**Q.5** ペットフード事業者が調査、研究目的で使用するフードは、ペットフード安全法の対象になりますか。

**A.5** そもそも調査・研究目的で 사용되는実験動物は愛玩動物ではありませんので、与えられるフードについても、愛玩動物用飼料とはならず、ペットフード安全法の対象とはなりません。

Q.6 愛玩動物用飼料は、加工したものだけですか。生肉等は含まれませんか。

A.6 愛玩動物用飼料は、愛玩動物の栄養に供することを目的として使用されるものと定義されており、加工の有無を問いませんので、ペットの栄養に供することを目的として販売される場合は、生肉も含まれます。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所	011-330-8816
東北農政局	022-221-6097
関東農政局	048-740-5065
北陸農政局	076-232-4106
東海農政局	052-223-4670
近畿農政局	075-414-9000
中国四国農政局	086-227-4302
九州農政局	096-211-9255
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）